

- 日時：2020（令和2）年6月4日（木）午後2時～午後3時30分
- 場所：市役所本庁舎北館4階 4-1会議室
- 出席者
 - (1) 委員：9名（阿久澤委員、石元委員、太田垣委員、上玉利委員、高尾委員、武本委員、友永委員、中川委員、朴委員）
 - (2) 事務局：5名（総合政策局長、協働部長、ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進課2名）
- 傍聴者：2名

議事(1) 会長及び副会長の選出について

事務局：まず、会長の選出について、人権文化いきづくまちづくり条例第12条第6項の規定により、委員の互選により定めることとなっているが、何か意見はあるか。

委員：これまでの経歴からして、中川委員にお願いしてはどうかと思う。

委員一同：異議なし

事務局：それでは、中川委員を人権文化いきづくまちづくり審議会の会長に選任することに決定する。中川会長には会長席に着席願う。

それでは、市長より中川会長に尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画の策定について、諮問を行う。

——— 市長 諮問書を読み上げ、中川会長に手渡す ———

これからの議事進行については、中川会長にお願いする。

会長：会長と同様に、副会長の選出については人権文化いきづくまちづくり条例第12条第6項の規定により、委員の互選により定めることとなっているが、何か意見はあるか。

委員：会長に一任する。

会長：それでは、他都市の人権に係る審議会においても委員を務めている石元委員を副会長に選任する。

石元委員には、副会長就任に当たり、一言あいさつをお願いする。

副会長：——— 副会長挨拶 ———

議事(2) 「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」策定に係るスケジュールについて

会長：2020（令和2）年度中に「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」について答申を行うことになる。詳細なスケジュールについて事務局から説明願う。

事務局：——— 資料2に基づき説明 ———

議事(3) 部会設置について

会長 : 事務局から説明のあったスケジュール案においても触れられていたが、多岐に渡る人権問題を専門的に扱うため、部会を設置したいと思うが、いかがか。

委員一同 : 異議なし

会長 : 部会の構成については、条例の規定に基づき、私が指名する。

まず、第1部会については、部落差別、女性、子ども、性的マイノリティ、インターネットによる人権問題を扱うこととし、部会員については、私、阿久澤委員、石元委員、友永委員、伊藤委員、武本委員にお願いする。

次に、第2部会については、外国人、高齢者、障がいのある人の人権問題を扱うこととし、部会員については、私、上玉利委員、高尾委員、太田垣委員、朴委員にお願いする。

部会の開催について、先ほど事務局から説明があったが、後日事務局から通知文等の送付をお願いする。

なお、部会で審議する素案のたたき台については、事務局での作成をお願いする。

部会については7月から8月までの間に2回ずつ開催する予定であるため、委員には協力をお願いする。

議事(4) 「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」における取組について（報告）

会長 : 「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」における取組について、事務局から報告をお願いする。

事務局 : ——資料4に基づき説明——

会長 : 事務局から説明のあった資料4について、なにか質問等あるか。

委員 : 「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」とこれから策定する「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の関連性を教えてほしい。

継続する計画とするのか、新たな計画とするのかによって計画の作り方が変わってくるため、市の考えを教えてほしい。

事務局 : 新たに「人権文化いきづくまちづくり条例」ができ、計画の名前も現行の計画から変わった。現行の計画は「教育・啓発基本計画」であるが、「人権文化いきづくまちづくり計画」は教育・啓発はもちろんのこと、それ以外の要素も計画に盛り込みたいと考えている。

そのような意味でいえば、現行の計画を継承する部分はあるが、新たな計画と考えていただきたい。

委員 : （現行の計画と新たに策定する計画の）2本立てではなく、1本でいくということか。

事務局 : お見込みのとおりである。現行の計画の対象期間は今年度までであるため、来年度からは新たな計画の対象期間となる予定である。

委員 : 了解した。

議事(5) 「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の構成について

- 会長 : 「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の構成について、まずは事務局から説明をお願いします。
- 事務局 : ——資料5に基づき説明——
- 会長 : 事務局から説明のあった資料5について、なにか質問等あるか。
情報弱者については、どこに入るのか。
- 事務局 : 先ほど説明した第1章は、すべての人権問題について、どのような施策の展開方向をとっていくかを示す章となっている。この後資料6において、第1章で掲げる展開方向がどのような要素で構成されているかについて詳細を説明する。
- 委員 : コロナウイルス感染症に向き合うための方策の下では、様々な人権の制約が起こる。(例えば中国の武漢では、深刻な呼吸器症状を示す患者に気づいた医療従事者が注意喚起の情報を流したところ、「デマを流した」とされ警察から処分された例があり)表現の自由や報道の自由が制約されたり、プライバシーの侵害の問題も起こっている。
また、国内では、自粛要請が行われているが、人権の制約が生じる場合には、国際的なガイドライン(国連が示している「COVID-19 ガイダンス」)がある。日本では、メディアなどで、差別や排除の私人間同士の問題ばかりに注目が集まっているが、それだけでなく、人権とは何か、何が制約されようとしているのか(人権は本来国や自治体の実現すべきものであるにも関わらず、国や自治体がこれを制約する側になることもある)、といった、根本的なことについても触れる必要があるのではないかと思う。
- 会長 : (資料5第2章8さまざまな人権問題中に)「北朝鮮当局による拉致被害者など」とあるが、尼崎市としてなにかできることはあるのか。この問題については国が対応すべきである。
- 事務局 : この問題に対し、救済に係る施策を市が行うことは難しいと思うが、歴史的な事実を正しく啓発していくという役割は市が担っていると認識している。
実際に昨年度、特定失踪者の家族の方に講演いただき、「めぐみ」というDVDを上映したところ、非常に多くの方にお越しいただいた。

議事(6) 人権施策の展開方向について

- 会長 : 人権施策の展開方向について、まずは事務局から説明をお願いします。
- 事務局 : ——資料6に基づき説明——
先ほど中川会長から質問のあった情報アクセシビリティ(情報弱者に係る問題)については、方向性2の(3)「誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備」において触れていきたい。
また、阿久澤委員から指摘のあった、自由の制約、人権侵害に係る取組については、方向性2の(1)「相談体制の充実と人権侵害の実態把握」(2)「差

別・偏見の防止と解消」あたりで触れていきたい。

会長 : 事務局から説明のあった資料6について、なにか質問等あるか。

災害時に市民を守るための避難所などの施設整備の面や、ネットワークづくりについては、方向性3に入るのか。

災害時の人権についてもたたき台に盛り込まれたい。

事務局 : ご指摘の点については、方向性3に盛り込むことになると思うが、その点も含めて検討する。

会長 : (方向性1の(4))に「市職員等への人権研修」とあるが、「教職員」という記載を盛り込まれたい。子どもたちにとって最も安全な場所は学校であり、いじめの問題などに教職員が対応できるようにするため、教職員への特訓をしてほしいと常々思っている。

事務局 : 原案の「市職員等への人権研修」という記載を「教職員・市職員等への人権研修」に修正する。

委員 : 市の職員と教職員と市民はそれぞれ立場が異なる。市職員及び教職員は責務の保持者であり、市民は権利の保持者であるのにこれらに対する研修・啓発を同じレベルで並べて記載することは国際的には考えられない。

また、例えば市として人権とはどのようなものであると考えているのか、市民の権利、職員の責務はどのように考えているのかといったような全体的な視点をどこかで明記する必要があると思う。

事務局 : 阿久澤委員の指摘は、方向性の枠組みを変えるというよりは、職員の責務や市民の権利といった前提的な部分を明記すべきという趣旨か。

委員 : そうである。原案ではただ並べて記載しているだけというような印象を受ける。

事務局 : 第1章の方向性1の本文に盛り込むよう、たたき台を作成してみるの、意見をいただきたい。

委員 : 尼崎市の条例の特徴は「人権文化いきづく」と謳っているところであるが、その特徴はどこに表れているのか。枠組みの設計が人権条例を制定している他の自治体の計画とあまり変わらないように見えるため、特徴を出すような工夫が必要ではないか。

また、(人権文化いきづくまちづくり) 条例第6条第3項の「人権の尊重に資する施策」の要素があまり盛り込まれていないように感じる。新型コロナウイルス感染症問題で最も深刻なものは企業の倒産・失業である。そのような生活の基盤が脅かされている現実がある中で、第3項にはもっと大事なものが含まれているのではないか。

原案では人権教育や啓発、相談体制の記載が中心となっているため、現実の苦しみや生きていくことにこの計画がどう手が届くのかを盛り込むような工夫が必要ではないか。

会長 : 尼崎市として「人権文化いきづく」とはどのようなものであると考えているのか。

障がいを持つ人など社会参画がうまくいかない人に向けた、ベーシックインカムなど人間が生きていくための取組についても触れてほしい。

事務局 : 生活の基盤という視点で盛り込めるか検討する。

委員 : 日本においては人権と福祉がばらばらになっているが、福祉は人権の一部であり、根底である。福祉を人権の視点から捉えることは重要であり、福祉に携わる人々には人権の視点を持ってもらいたい。

事務局 : 本市にはこの計画だけでなく、多くの福祉部門の計画も存在する。細かい内容については個別の計画に委ねることとなるが、大きな方向性について、それらの計画と合わせることができると検討する。

会長 : コロナの体験によって市民の生活が今までとは変わることが想定される。これまで当たり前だったことがそうではなくなったことによって人権を考える良い機会であったともいえる。新しい生活文化が作られなければならないため、そのことも念頭に置いて計画を策定すべきである。

議事(7) その他

会長 : 最後に、「その他」について事務局から説明をお願いします。

事務局 : 次回のスケジュールについて、第1部会の1回目を7月28日午後、第1部会の2回目を9月15日、第2部会の1回目を8月5日、第2部会の2回目を8月31日に開催することを予定している。

正式な開催通知文等については改めて送付する。

委員 : (第1部会の2回目)9月15日は欠席予定で連絡しているが、Zoomで一部参加することは可能か。時間帯は14時からであったか。15時頃から参加できるかと思う。

事務局 : 参加いただけるように検討する。時間帯は基本的に14時～16時で調整しているが、第1部会の1回目の7月28日は13時30分からとさせて貰えればと思うが、第1部会の委員の都合はいかがか。

委員一同 : 異議なし

事務局 : それでは、第1部会の1回目の7月28日のみ13時30分からとする。

会長 : 第1部会の2回目の9月15日は阿久澤委員の都合に鑑み、15時からとできないか。

事務局 : 第1部会の委員の都合によるが、いかがか。

委員一同 : 異議なし

事務局 : それでは、第1部会の2回目の9月15日は15時からとする。

会長 : それでは、これをもって令和2年度第1回人権文化いきづくまちづくり審議会を閉会する。

以上

当審議会意見を踏まえ、審議会終了後に中川会長と事務局で次の2点について協議を行い、他の委員には電子メールにてご了承いただいた事項

- (1) 部会で個別の人権問題について議論を進めていくことと並行して計画の総論部分（人権とはなにか等）について議論するための全体会を追加で開催すること（委員と調整した結果、8月13日に開催することとなった。）
- (2) 上記の全体会の追加開催もあり、中川会長が第1部会・第2部会の両方の部会に部会長として参加することはスケジュール的に難しくなったことから、中川会長は第1部会に参加せず、第1部会の部会長を石元委員が務めること

以 上